

Master' sONE  
[マスターズ・ワン]

利 用 規 約

2012.05.11

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ

# 第1章 総則

## 第1条（利用規約の適用）

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ（以下、「当社」といいます）は、Master'sONE 利用規約（以下、「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約を遵守することを条件として利用契約を締結していただいた契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、Master'sONE サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。
3. 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

## 第2条（利用規約の変更）

当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2. 利用規約の変更にあたっては、当社は公式ホームページ(<http://www.mastersone.jp>)によるほか当社が別に定める方法により通知します。

## 第3条（用語の定義）

別紙1（Master'sONE 利用規約用語定義）の通りとします。

## 第4条（サービスの提供地域および提供範囲）

本サービスの提供地域は日本国内とし、別途当社の定めるサービス提供可能拠点及び契約申込者利用場所において、本サービスに対応したいずれかの加入者回線の提供を得られる（当社が接続するための設備を有していない加入者回線は除く。）地域または場所に限定するものとします。

2. 当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続点までとします。
3. 契約者は、理由の如何を問わず、本サービスにて提供、貸与する機器を日本国外に持ち出すことができません。

## 第5条（サービスメニュー）

本サービスのメニュー（以下、「サービスメニュー」といいます。）は、別紙2（サービスメニュー）の通りです。

2. 各サービスメニューの種類は、別紙3（サービスメニューの種類）の通りです。
3. 各サービスメニューの提供条件は、別紙4の通りです。

## 第6条（サービス終了）

当社は、当社の都合により、本サービスの全体、または一部を終了することがあります。

2. 本サービスの全体、または一部を終了する場合には、3ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、サービスを終了することとします。

3. 本サービスの全体、または一部の終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

## 第2章 利用契約

### 第7条（利用契約の締結）

当社は、本サービスの申し込みに対し、各サービスメニューごとに1つの利用契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することとします。本契約に基づいて各サービスメニューの種類ごとに締結される契約（以下、「本サービス契約」といいます。）については、別紙4に定める各サービスメニューの規定のとおりとします。

2. この利用規約に定めのない事項については、当社の判断によるものとします。

### 第8条（最低利用期間）

本契約の最低利用期間は第13条（契約申込の承諾）第1項に定める利用開始日から起算します。

2. 本契約に基づいて締結される各サービス契約の最低利用期間については、別表3（最低利用期間）において定めるものとします。ただし、別に最低利用期間を定めるものは、その別に定められた最低利用期間を適用します。

3. 契約者は、最低利用期間内に利用契約の解除を行った場合には、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する月額費用に相当する額を一括で支払うものとします。

### 第9条（システム管理者）

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめネットワークシステム管理者（以下、「システム管理者」といいます。）を選任し、当社に書面で届け出るものとします。システム管理者が交代したときは直ちに当社に書面で通知するものとします。通知なく、連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は一切の責任を負いません。

2. 契約者は、当該システム管理者からのみ契約者のネットワークに関わる故障申告を当社に対し報告できるものとします。

### 第10条（契約者の地位の譲渡制限）

契約者は、本契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受けるもの（以下、「譲受者」といいます。）とともに当社に申し込むものとします。

2. 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者または譲受者の本人確認のために資料等を提出していただくことがあります。

3. 契約譲渡にあたっては、当社に、別表1に定める契約譲渡手数料を支払うこととします。

4. 当社が、契約譲渡を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を記載した文書により、譲受者に通知します。

5. 当社が、契約譲渡を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に対して負っている本契約に基づく一切の債務を継承するものとします。

6. 当社は、譲受者が第13条3項に該当する場合もしくは本契約が第27条1項該当し、提供停止となっている場合

には、契約譲渡を承諾しない場合があります。

7. 本契約から生じる契約上の地位を、本条に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

#### 第11条（他人使用）

契約者は、その契約者の責任において、本サービスをその契約者以外の第三者に使用させること（以下、「他人使用」といいます。）ができるものとします。この場合、契約者は次の各号を遵守することとします。

- (1) 他人使用した第三者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 他人使用した第三者の本サービス使用に係わる料金などについても、自ら当社に支払うこと。

## 第3章 申込および承諾等

#### 第12条（契約申込の方法）

本サービスの利用の申込をするときは、利用規約を承諾のうえ、サービスの内容について必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出していただきます。

2. 前項の契約申込においては、別に当社が定める本人確認資料等を提出いただくことがあります。
3. 契約申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、本人に当社に個人情報を提供することについて、同意を得た上で記載するものとします。
4. 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。
5. 当社は、本サービスの提供に必要なときは、契約者に別途、資料等の提示を求めることがあります。

#### 第13条（契約申込の承諾）

当社が本契約もしくは本サービス契約について利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書等により通知します。本契約および本サービス契約の成立日は、この文書等に記載された日とします。

2. 契約申込に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合は、その申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスの提供、または、本サービスに係る機器等の保守が技術上著しく困難なとき。
  - (2) 本サービスの申込みをした者が本サービス、または、当社の提供するその他のサービスの料金、または、手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または、怠るおそれがあるとき。
  - (3) 本サービスの申し込みをしたものが、第27条（提供停止）第1項各号のいずれかに現に該当し、または該当するおそれがあるとき、もしくは当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
  - (4) 本サービスの提供に要する加入者回線の設置について、電気通信事業者の承諾が得られないとき。
  - (5) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき。
  - (6) 本サービスの申込みをした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われている

ことが判明したとき。

(7) 申込者が未成年であって、保護者の同意を得ていないとき。

(8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

(9) 契約申込者が、過去、本サービス他当社のサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき。

4. 当社が申込を承諾しない場合は、当社は申込者に対し書面、または、その他の方法でその旨を通知します。

#### 第14条（加入者回線の契約）

本サービスの利用において、電気通信事業者の提供する電気通信回線を加入者回線とする場合、別表4（加入者回線別契約形態）に定める形態で契約を締結するものとします。なお、イーサ接続サービスに伴う加入者回線は、当社が電気通信回線の種類を選択し、当社が電気通信事業者と契約を行うものとします。

2. 前項の加入者回線の契約においては、当社が特別に認める場合を除いて、加入者回線を提供する電気通信事業者に対し長期継続利用の申し出を行わないものとします。

## 第4章 契約内容の変更等

#### 第15条（契約事項の変更）

本契約および本サービス契約の契約事項は以下の場合を除いて変更できないものとします。

(1) 品目変更

(2) 設置場所変更

(3) ユーザ ID またはログイン ID の変更

(4) ネットワークパスワードまたはログインパスワードの変更

(5) オプションサービスの内容変更

(6) ネットワーク(IP アドレス)の増減または変更

(7) 加入者回線の種類、品目等の変更

(8) 料金等の請求先の変更

(9) 当社が、当社所定の申込書提出により変更可能と規定した内容の変更

2. 契約者が契約事項の変更を行う場合は、あらかじめ当社所定の書面を持って当社に請求できるものとします。

3. 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について書面その他の方法で通知します。

4. 当社は、第2項の請求があった場合において、その請求を承諾することが技術的に困難であるなど、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。その場合、第13条（契約申込の承諾）第3項各号を準用します。当社が申し込みを承諾しない場合は、その理由を契約者に通知します。

5. 契約者の変更請求内容によっては、ユーザ ID 等の変更等サービス契約の変更を伴う場合があります。

6. 第1項の変更については、当社は申し込み受付および適用を適宜行います。ただし、「フレッツ」クライアント接続サービスおよびリモートクライアント接続サービスの品目変更は、毎月月末の3営業日前までに当該請求のあったものを翌月1日より適用し、以降末日までに当該請求があったものを翌々月1日より適用いたします。

#### 第16条（契約者の登録情報等の変更）

契約者は、当社に登録している情報（名称、氏名、住所、支払い口座等）に変更があった場合、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2. 前項の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

#### 第17条（契約者の地位の承継）

契約者である個人が死亡した場合は、本契約は自動的に解除され、契約者の地位は相続されないものとします。

2. 契約者である法人が合併し契約者の地位の承継があった場合は、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後、当該承継法人に書面により通知の上、本契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を通知後1ヶ月以内に行使しなかった場合は、承継した法人は本契約に基づく被承継契約者の当社に対する一切の債務を承継したものとします。この場合には、第10条（契約者の地位の譲渡制限）の規定は適用しません。

## 第5章 契約の解除

#### 第18条（契約者が行う本契約の解除）

契約者は、本契約もしくは本サービス契約を解除するときは、当社に対し、解除の日の1ヶ月前までにその旨を書面で通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1ヶ月未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から1ヶ月を経過する日に生じるものとします。

2. 前項により、契約者が利用契約の解除を通知した場合、契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に、当社より提供しているネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を契約者の負担により返還するものとします。ただし、当社は契約者に通知してネットワーク接続装置及びリモート接続用機器の所有権を放棄することができるものとします。なお、この場合、当社はネットワーク接続装置及びリモート接続用機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

3. 前項の期間内に、契約者がネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を当社に返還しない場合、当社は契約者に対して、違約金を請求することができるものとします。

4. 利用契約は、契約者が、ネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を返還した日もしくは違約金を支払った日、または当社が通信機器の所有権を放棄した日に終了するものとします

5. 前項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

#### 第19条（当社が行う本契約の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本契約もしくは本サービス契約を解除することがあります。

- (1) 第27条（提供停止）第1項の規定により本サービス、または、当社が契約者に提供するその他のサービスの提供が停止された場合において、契約者が当該停止の日から14日以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
  - (2) 第27条（提供停止）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - (3) 契約者が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または自ら振出し若しくは引受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
  - (4) 契約者が民事再生手続、会社更生手続の開始、若しくは破産手続きの開始を申し立てられまたは申し立てたとき。
  - (5) 営業の全部若しくは重要な一部を譲渡し、もしくはその決議をしたとき、または資本の減少、営業の廃止若しくは変更または合併によらない解散の決議をしたとき。
  - (6) 3号のほか、契約者の財産状態が悪化し、料金の支払いが滞ると予想される合理的理由のある場合。
  - (7) 第6条（サービス終了）に基づき、当社が、本サービス全体、または一部の提供を終了するとき。
2. 当社は、前項の規定により本契約または本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、その旨を通知します。
  3. 第1項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

## 第6章 契約者の義務

### 第20条（技術項目の維持）

契約者は、契約者のネットワークを別途当社の定める「Master's ONE サービス仕様書」に示す技術項目に適合するよう維持するものとします。

### 第21条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。

- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (14) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (15) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (16) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (17) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、およびそれに類似する行為。
- (18) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスで利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (19) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
- (20) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
- (21) 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (22) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他提供するソフトウェアに関する著作権その他知的財産を侵害する行為。
- (23) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。
2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
3. 第1項第10号および第11号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第27条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
4. 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第27条(提供停止)に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

## 第22条（ネットワーク接続装置及びリモート接続用機器の管理）

契約者は、次のことを守るものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、ネットワーク接続装置及びリモート接続用機器の停止、移動、取り外し、変更、分解、または、損壊をしないこと。
  - (2) ネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を善良な管理者の注意をもって管理すること。
  - (3) 当社からの通知事項をセキュリティ情報として厳重に管理すること。
  - (4) 当社から機器の提供を受ける場合、契約者は当該機器を厳重に管理し、引渡し時の原状を維持することとし、譲渡または担保に供し、もしくは転貸または売却して第三者に利用させてはならない。
  - (5) 契約者は、契約者のネットワーク内に接続するコンピュータ、ネットワーク接続装置類等及びリモート接続用機器を厳重に管理するものし、これらの不正利用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じるものとします。
2. 前項の規定に違反して契約者のネットワーク接続装置及びリモート接続用機器を亡失し、または、毀損したときは、契約者は、当社が指定する日までに、契約者の負担において、当該装置を回復し、または、修理するものとします。

## 第23条（故障が生じた場合の措置）

契約者は、第9条（システム管理者）第2項にしたがい、本サービスに障害が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 前項の通知があったときは、当社の社員、または、当社が指定する者がその原因調査を行うものとします。
3. 第1項の障害が契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該障害の調査、および、修理に要した費用は、契約者に負担していただきます。
4. 第2項の調査の結果、本サービスに障害がないことが明らかとなったときは、契約者は当社に対し、当該調査に関して要した費用を支払うものとします。

## 第24条（他人使用における契約者の義務）

他人使用の場合、当該契約者は以下のことを守っていただきます。

- (1) 他人使用した第三者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 他人使用した第三者の本サービス使用に係わる料金などについても、自ら当社に支払うこと。

# 第7章 提供中止、提供停止

## 第25条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

## 第26条（提供中止）

当社は、次の場合は、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の通信設備の保守、または、工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社が設置する通信設備の障害等やむを得ないとき。
- (3) 加入者回線を提供している電気通信事業者が行う電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき
- (4) 加入者回線を提供している電気通信事業者の電気通信設備の障害等やむを得ないとき
- (5) 第25条（利用の制限）の規定による時

2. 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、ならびに、理由、および、期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第27条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号（以下、「停止条件」といいます。）に該当するときは、本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき
- (2) 第6章（契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 違法に、または、明らかに公序良俗に反する態様において本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスを利用したとき。
- (4) 当社が提供するサービスを直接、または、間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスを利用したとき。
- (5) 申し込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (6) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷または重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
- (7) 特定電気通信事業役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為。

2. 前項による本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当するかぎり継続するものとし、当社は契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止解除の措置を行います。なお、停止解除には、数日要する場合があることを契約者は、承諾するものとします。

3. 当社は、前項の規定により本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合、当社または第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知することがあります。

## 第8章 ネットワークの接続等

#### 第28条（ネットワークの接続）

当社は、契約者が設置、および、管理するネットワーク接続装置（以下、「契約者のネットワーク接続装置」といいます。）

す。)について、当社が本契約に基づき本サービスを提供するための加入者回線を設置し、契約者が指定する場所において契約者のネットワーク接続装置と加入者回線を接続します。

2. ネットワークの接続方法は、当社が定める基準に従って契約者のネットワーク内に設置するネットワーク接続装置と、当社のネットワークセンターに設置するネットワーク接続装置とを接続するものとします。

3. 契約者のネットワーク接続装置と当社のネットワーク接続装置とを接続するために使用される加入者回線及び加入者回線に付随する回線接続装置、屋内配線等を設置するために必要となる場所は、契約者に提供させていただきます。

#### 第29条（加入者回線の種類の変更）

当社は、本サービスの加入者回線について、その種類を変更していただくことがあります。その場合は、事前にその内容について通知します。

#### 第30条（ネットワークセンターの変更等）

当社は、ネットワークセンターに設置したネットワーク接続装置について、その種類や設置場所を変更することがあります。

2. ネットワーク接続装置の種類や設置場所の変更により、契約者側に設置されるネットワーク接続装置の設定等の変更が必要になることがあります。

3. ネットワークの接続装置の設置場所の変更により、契約者の利用する加入者回線の変更または加入者回線の契約内容の変更が必要になることがあります。

4. 第2項または第3項の場合は、契約者に対し相当な期間においてその旨を書面またはその他の方法で通知します。

5. 第2項に定めるネットワーク接続装置の変更、および第3項に定める加入者回線の変更または加入者回線の契約内容については、契約者の負担により行っていただきます。

#### 第31条（ネットワークセンターの廃止）

当社は、都合によりネットワークセンターを廃止することがあります。この場合、当社は、契約者に対し事前にその旨を書面またはその他の方法で通知します。

2. 契約者は、前項ネットワークセンターの廃止があったときは、当社に申請することにより、ネットワークセンターを変更してサービスを受けることができます。

3. 契約者は前項の申し出において、第15条（契約事項の変更）の規定を準用します。

#### 第32条（サービス品質保証制度）

当社は、IP-VPN サービス及び Ether-VPN サービスにおいて次の項目について品質を保証するものとし、その保証基準は、別表2（サービス品質保証制度と計算方法）の項の定めによるものとします。

(1) 網内伝送遅延時間

(2) 故障回復時間

(3) 稼働率

(4) 故障通知時間

2. マルチキャリアサービスについては、当社が役務提供する当社以外の電気通信事業者のサービスが定める約

款、規定等に準じて、当社が特約等により、個別に提供条件を定めることとします。

3. 前項の規定は、契約者が第25条（利用の制限）、第26条（提供中止）、第27条（提供停止）の規定に該当する事由がある場合は適用しません。

## 第9章 料金等

### 第33条（料金等）

当社が提供する本サービスに関する料金は、別表1に定める額とします。

### 第34条（初期費用の支払義務）

契約者は、本契約に基づいて、別表1に定める初期費用の合計した額を支払う義務を負います。

2. 契約者が本サービスの利用に伴い有料のオプションサービスの申し込みをした場合、当社が当該有料オプションサービスの申し込みを承諾した時点で、オプションサービス初期費用の支払い義務（初期費用があるときに限ります。）が発生します。

3. 契約者が契約申込みをした場合、契約者のネットワーク接続装置と本サービスとの接続の完了、又は未完了の状態に係らず、当社が本サービスの利用開始に必要な工事に着手した時点で、契約者は初期費用を支払う義務を負います。又、工事の着手以前の場合でも、当社が契約申込みを承諾した時点で、契約者は、当社が規定する初期費用の支払い義務を負う場合があります。

4. 別表1に定める初期費用は、平日昼間帯（平日とは、土曜日・日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、1月4日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）を除く日をいいます。昼間帯とは、午前9時から午後5時までとします。）で、当社が作業を実施した場合です。契約者が平日昼間帯以外で工事実施を希望し、当社が実施する場合には、別表1に定める初期費用以外に加算額が発生する場合があります。

### 第35条（月額費用等の支払義務）

契約者は、本契約に基づいて当社が定める利用開始日から起算して、本サービスの解除等があった日の前日までの期間（当該利用開始日と当該解除の日が同日である場合は、1日。以下、「サービス利用期間」といいます。）について別表1に定める額の合計を支払う義務を負います。

2. 契約者は、当社が提供する有料のオプションサービスの利用を開始した日から起算して、当該サービスの解除等があった日の前日までの期間（当該利用開始日と当該解除の日が同日である場合は、1日。以下、「オプションサービス利用期間」といいます。）について、別表1に定める額の合計を支払う義務を負います。

3. 本サービスの料金の算出については、第26条（提供中止）または第27条（提供停止）の規定により、本サービスの提供が停止された期間であっても、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

### 第36条（契約者名義の加入者回線にかかる料金の支払い義務）

契約者は、第14条（加入者回線の契約）の規定により契約者が電気通信事業者と直接契約した加入者回線にか

かる費用および料金を、当該電気通信事業者にお支払いいただきます。この場合、加入者回線にかかる費用および料金の額は当該電気通信事業者の提供する契約約款に基づくものとします。

2. 契約者は次の事項にあたり、加入者回線にかかる費用および加入者回線の月額費用変更に伴う違約金(違約金がある場合に限り)等当該電気通信事業者の請求する料金をお支払いいただきます。

(1) ネットワーク端末設置場所(利用場所)の変更またはネットワークセンターの変更を行う場合

(2) サービス品目の変更を行う場合

(3) 加入者回線の変更を行う場合

(4) 本サービスの契約解除または加入者回線の種類の変更に伴い、加入者回線を最低利用期間満了前に解除し、違約金等が発生した場合

3. 本サービスの料金額の算出については、第26条(提供中止)または第27条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された期間であっても、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

#### 第37条(契約事項の変更等に伴う費用の支払義務)

契約者が本サービス契約の品目を変更した場合は、契約者は、当該変更ごとに別表1に定める額の合計を支払う義務を負います。

2. 契約者がネットワークの接続場所を移転した場合は、契約者は、別表1に定める額を支払う義務を負います。

3. 契約者は、当社が契約者のネットワーク内に当社のネットワーク装置の設置工事を行う場合において、契約者の都合により、設置工事日の変更を希望する場合には、初期費用とは別に別表1に定める変更費用を支払うものとします。

#### 第38条(契約事項の変更の同時申込に伴う措置)

1つのサービス契約において、同時に2つ以上のサービス内容の変更をする場合、1つのサービス内容の変更とみなしてサービス内容の変更費用を算定します。

2. 前項において、変更費用を別途算定する項目が含まれる場合は当該変更項目に係る費用を都度算出し、契約者に変更費用の合計を請求するものとします。

#### 第39条(機器使用料の支払義務)

契約者は、当社から機器の提供を受ける場合は、別表1に規定する額を合計した額を支払う義務を負います。

#### 第40条(サービス品質保証違背における減額)

当社が、第32条(サービス品質保証制度)に定める保証基準に違背した場合、別表2(サービス品質保証制度と計算方法)の項に定める額を月額費用より減額します。

#### 第41条(料金の調定)

契約者が最低利用期間を経過する日前に本契約もしくは本サービスを解除した場合は、当該解除があった次の日から当該契約期間の末日までの期間に対応する本サービス契約に係る料金の全額を、当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。

2. 契約者が最低利用期間を経過する日前に本サービス契約の品目を変更した場合は、契約者は当社に対し次の支払義務を負います。

- (1) 当該変更前の品目に係る本サービスを提供期間に対応する、当該変更前の品目に係る本サービスの利用料金
- (2) 当該変更日から最低利用期間末日までの期間に対応する当該変更前の品目に係る本サービスの額から、当該期間に対応する当該変更後の品目に係る本サービスの額を控除した後の額
- (3) 当該変更後の品目に係る本サービスの提供期間に対応する、当該変更後の品目に係る本サービスの利用料金

#### 第42条（加入者回線にかかる費用の精算）

契約者は、本サービスにおいて加入者回線が開通した日から、当該サービスの開通日までの期間が、契約者の責に帰すべき理由により7日を越えた場合、加入者回線に関して当社が電気通信事業者に対して負担することとなる月額費用のうち、当該期間を超え利用開始日までの期間に対応する額を支払うものとします。

2. 契約者は、契約者のネットワークの端末設置場所の変更または接続するネットワークセンターの変更にともない、加入者回線の月額費用変更に伴う違約金（違約金があるときに限ります。）等が生じた場合は、当社が、電気通信事業者に対して負担することとなる額を支払うものとします。

3. 契約者は、本サービスに用いる加入者回線の変更にともない、契約解除または加入者回線の月額費用変更にともない違約金（違約金があるときに限ります。）等が生じた場合は、当社が、電気通信事業者に対して負担することとなる額を支払うものとします。

#### 第43条（料金の計算方法）

本サービス契約において、当社は契約者に対し、別表1に規定する月額費用について、以下の場合、利用日数に応じて暦日数により日割します。

- (1) 利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合。
- (2) 契約の解除の日が、第8条に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の末日以外の日であった場合。
- (3) 品目の変更の日が、第8条に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の初日以外の日であった場合。

2. 前項の規定にかかわらず、セキュア・リモートアクセスサービス、及び付加機能のうちシンクライアントサービスの月額費用について、当社による特別な指定がない限り、以下の通りとします。

- (1) 利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合、翌月分より月額費用を請求することとします。
- (2) 契約解除日が、第8条に規定する最低利用期間の経過後であり、かつ暦月の初日以外の日であった場合、当該月分について月額費用を請求することとします。

3. 第1項の規定にかかわらず、Master's ONE ハウジング接続サービスについては、「WebARENA ハウジングサービス利用規約」に準拠することとします。

#### 第44条（料金の支払い方法）

契約者は、本サービスの料金等を申込時の契約者の申請により、当社が承諾した口座振替及び銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。なお、支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項又は当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

#### 第45条（割増金）

契約者が料金等の支払いを不当に免れた場合は、当該契約者は、その免れた額のほか、その免れた額に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うこととします。

#### 第46条（延滞利息）

契約者が料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払がない場合は、当該契約者は、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うこととします。

#### 第47条（割増金等の支払方法）

第45条（割増金）、および、第46条（延滞利息）の支払いについては、契約者は当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

#### 第48条（消費税、および、地方消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法および、同法に関する法令の規定により当該支払について消費税、および、地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税、および、地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

#### 第49条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第50条（集金代行の委託）

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

## 第10章 損害賠償

#### 第51条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により契約者に対し本サービス品目を提供しなかったときは、当該サービス品目を利用できないことを当社が知った時刻（以下、「障害発生時刻」といいます。）から起算して、連続して24時間以上、当該サービス品目が全く利用できなかったときに限り、その障害発生時刻における契約内容の月額費用額を限度として損害の賠償をします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

#### 第52条（免責）

当社は、本サービスの利用に起因する契約者あるいは第三者の損害（情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない。）について、第51条（責任の制限）で規定する責任以外には一切の法的責任を負わないものとします。

2. 当社は、契約者及び二次利用者以降が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による通信機器の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

4. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、1項の規定は適用しません。

#### 第53条（損害賠償請求）

本契約第21条、第52条の場合において、当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、利用契約を解除せずに損害賠償の請求をすることができるものとします。

## 第11章 雑則

#### 第54条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは、発生するおそれがあるときは、災害の予防、もしくは、救援、交通、通信、もしくは、電力の供給の確保、または、秩序の維持に必要な通信その他の公共利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

#### 第55条（当社の装置維持基準）

当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

#### 第56条（契約者からの電力の供給）

契約者のネットワーク接続装置、および、本サービスの加入者回線に関して必要となる電力は、契約者に提供していただきます。

#### 第57条（守秘義務）

契約者及び当社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

(1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合

- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4) 自ら独自に開発した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
- (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合
- (7) 契約者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合
- (8) 本サービスに起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合
- (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合

#### 第58条（残存条項）

第57条（守秘義務）については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

#### 第59条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第60条（合意管轄裁判所）

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第61条（技術的条件）

本サービスにおける基本的な技術事項は、別紙4のとおりとします。

#### 第62条（ネットワーク接続装置の設置）

契約者は、当社が契約者のネットワーク内に当社の選定したネットワーク接続装置を設置することを了承するものとします。

2. 契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。
3. 当社が設置したネットワーク接続装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合によりネットワーク接続装置内の設定内容を変更する場合があります。
4. 当社が設置したネットワーク接続装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。
5. 当社は、契約者が当社のネットワーク接続装置に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

#### 第63条（サービスの制限）

1. 契約者が使用する企業識別子は、契約者の要望に基づき、当社がこれを指定いたします。既に他の契約者が当該企業識別子を使用している場合は、別の企業識別子を指示していただきます。当該企業識別子についての法律上の権利に関して、当社は一切関知しませんので、契約者の責任において選定してください。
2. 契約者が使用するサービス識別子は、サービスメニューの種類毎に当社がこれを指定いたします。
3. 契約者が使用するサービスドメイン名は、当社がこれを指定いたします。

4. 契約者は、第1項の企業識別子以外を使用、または、設定し本サービスを利用することは出来ません。

#### 第64条(当社による開通工事)

当社が設定したネットワーク接続装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が契約者宅内の設置および撤去を行います。

2. 契約者は、第65条を遵守する場合に限り、契約者による開通工事を行うことができます。

#### 第65条(契約者による開通工事)

契約者は、当社が認めた場合に限り自ら当社が設定したネットワーク装置を設置及び撤去することができます。この場合は、契約者は当社の指定する方法にて開通工事を行うものとします。

2. 契約者は、開通工事終了後に当社の指定する保守情報を当社に速やかに通知するものとします。

3. 当社は前項の保守情報の未達もしくは情報の不備によって生じるトラブルについては、一切の責任を負いません。

4. 契約者が自ら開通工事を行う場合は、別表1に規定する料金を適用します。

5. 契約者が当社のネットワーク技術者派遣を要請する場合は、初期費用とは別に別表1に規定する料金を支払うものとします。また、契約者が派遣を要請した場合であっても、当社はネットワーク技術者の確保が行えない等の理由により契約者の要請に応じない場合があります。

#### 第66条(お客さま情報の保護)

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下、「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2. 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3. 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

#### 附則

この利用規約は、平成24年5月11日から実施します。